

監査公表第10号
平成17年3月8日

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	藤 原 武 光
同	佐 伯 育 三

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求(平成17年1月18日,2月7日提出)について,同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表します。

記

請求人

B 他 全8名

第1 請求の要旨

平成17年1月18日及び2月7日に提出された措置請求書,平成17年2月3日及び8日に提出された追加書面並びに平成17年2月10日に請求人が行った陳述によると,請求の要旨は次のとおりである。

神戸市勤労会館(以下,「会館」という。)は,7階大ホールの17年3月分の貸し出しに際して,安易な態度で馴れ合いに料金徴収を行い市に対して損失を与えている。事態の根底には会館と特定のグループ(以下,「当該グループ」という。)の癒着があり,会館を所轄する勤労市民課長は,神戸市勤労会館条例(以下,「条例」という。)第10条第3項に定める5倍料金の徴収基準を作成し,内部規定の制定をもって運営すべきにもかかわらず,営利目的使用に関する何の判断基準の作成も行わずに会館運営を行うことは問題である。

不当行為について具体的に述べると,営利目的での使用を制約するために注記された会館案内のパンフレット記載の「注意事項等」を判断基準として考えたときに,それに違反している以下の点については営業行為として処理すべきものを会館は怠っている。なお,「注意事項等」には,利用回数は月4回まで(同一曜日は2回まで),連続利用は3日までと記載されている。

- (1) 17年3月分の使用申込に際して,当該グループに対して,全24日のうち16日の使用許可を行った。
- (2) 月16回は月4回の営利目的制限基準を大きく超えている。
- (3) 同一曜日2回の基準も遵守されていない。
- (4) 連続利用3日までの基準も遵守されていない。

上記(1)~(4)により,17年3月分の使用許可は,営利を目的とした管理制限を逸脱したもので,当然営利目的料金の徴収が妥当であるにも拘わらず,会館は無視して一般料金を徴収し市に損失を与えている。

さらに,当該グループは他の神戸市公共施設でも毎日のようにダンスパーティーを主催し,さながら個人企業といったところで,社会通念からみて明らかに異常な同好会活動といえる。市は,これを営業活動と認識しない理由及び営業活動を否定する根拠を示し,同時に規則として成文化すること。

措置としては,2月1日の使用申込日までの措置を求めると同時に,既に使用を決定している3月分の当該グループの使用については,全16回分の営利目的料金を徴収,「注意事項等」に反する使用を取り消す等の処置を求める。また,それが無理な場合は,3月1日からの使用に影響のない日までに措置するか,措置されるまでは営利目的料金の仮支払にて使用許可することを希望する。また,当該グループ以外にも営利目的の会館使用者があるため,その点の調査を行い適切な料金徴収等を行い,市に損失を与えない管理体制と会館の責任ある職務遂行を期待する。

第2 監査の実施

生活文化観光局（以下、「局」という。）の関係職員から事情聴取を実施したほか、神戸市と財団法人神戸勤労福祉振興財団（以下、「財団」という。）が交わした管理委託契約書及び会館使用許可・使用料徴収に関連する書類等について監査を実施した。

第3 監査の結果

請求人の主張する不当性の理由を整理すると次のとおりである。

- 1 当該グループは同一団体でありながら、17年3月分において会館パンフレット記載の「注意事項等」に反する月16回の使用許可等を受けている。
- 2 会館パンフレット記載の「注意事項等」の制定趣旨は営利目的使用の制約であり、当該グループの月4回以上等の使用は、それに反するため、営利目的使用である。
- 3 市は、当該グループに対し、安易な態度で馴れ合いに料金を徴収し、営利目的使用について何の判断基準の作成も行わずに会館運営を行い、営利目的料金が妥当であるにも拘わらず、それを無視して一般料金を適用し市に損失を与えている。また、当該グループ以外にも同様の営利目的による会館使用者がある。

本請求について、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為であるのは、理由3の使用料徴収において市に損失を与えているとする部分である。

請求人の主張する不当性の理由3については、次のように判断する。

条例第10条第3項に定められた営利目的使用料の適用について、請求人は、勤労市民課長が何の判断基準の作成も行っていないことを主張しているが、監査を行ったところ、市は会館の管理について、財団に委託しており、委託契約に併せて、財団に対して使用許可基準（勤労者福祉施設の管理委託に伴う使用許可等に関する基準）を示していることが認められた。その基準の中で営利目的使用料金（5倍料金）の適用については、「営利法人が使用するとき、営利法人以外が3,000円を超える入場券またはこれに類する金員を徴収する催し物で使用するとき、営利法人以外が物品販売等を目的とした催し物で使用するとき」と定めており、局及び財団は、当該グループ及び請求人の主張する当該グループ以外の営利目的による会館使用者について、施設の使用にあたって入場料、受講料その他の対価を収受していないと判断し、には該当しないものとして一般料金を適用している。一方、請求人によれば、当該グループらを含め大ホールのダンス使用をする者は、参加者から500円程度の参加料を収受しているとのことである。ところが、使用申請に際して、条例第7条の規定による届出をさせていない不備があるため、使用申込書ではその事実の確認はできないが、請求人のいう参加料の金額であれば、使用許可基準の範囲内になり、市に損失を与えている事実はないものと判断する。

なお、請求人が理由1で主張する当該グループに対する使用許可の回数の不当性については、財務会計上の行為とはいえ、住民監査請求の対象とならない。また、請求人が理由2で主張する会館パンフレット記載の「注意事項等」の制定趣旨及びその運用に関する不当性についても、同様に財務会計上の行為とはいえ、本件住民監査請求の対象とはならない。営利目的使用の判断基準については、「注意事項等」による使用許可の回数ではなく、市の示した使用許可基準によるものと認められるため、営利目的料金を徴収すべき根拠とはならない。

第4 結 論

以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がなく、会館の17年3月分の使用料徴収については、措置の必要を認めない。

なお、監査結果は以上のとおりであるが、局には、監査結果で述べた使用許可に関する事務手続の不備について適正に処理するとともに、請求人が主張する「抽選の当選率を上げるために、同一団体が複数の名義によって使用申請をしている」ことについては、現在の使用申請方法では防止しえないものと判断されるので、形式的な平等だけでなく、実質的平等利用がはかれるよう、公平な抽選方法の改善について検討され、市民の信頼に応えられるよう要望する。